

※平成21年12月4日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第4条および第5条に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況を以下のとおり公表いたします。

## 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権  
(債務者が中小企業者である場合)

(金額の単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末		平成23年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	94	1,623	351	4,978	592	7,887	856	11,991	1,099	14,891	1,369	19,343	1,604	21,728	1,862	24,542
うち、実行に係る貸付債権	35	141	285	4,032	493	6,674	753	10,693	992	13,793	1,252	17,822	1,474	20,403	1,734	22,670
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	1	9	3	12	6	32	7	40	7	40	8	40	9	40
うち、審査中の貸付債権	58	1,443	29	334	40	361	29	387	20	147	22	440	32	215	25	748
うち、取下げに係る貸付債権	1	37	36	602	56	838	68	878	80	909	88	1,040	90	1,069	94	1,082
うち、信用保証協会等による保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権	26	106	158	961	263	1,758	409	2,764	525	3,496	687	4,745	807	5,565	967	6,480
うち、信用保証協会等による保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権	0	0	1	9	3	12	5	24	5	24	5	24	6	25	6	25

# 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権  
(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額の単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末		平成23年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	16	184	54	639	77	903	101	1,127	115	1,279	135	1,573	156	1,829	166	1,973
うち、実行に係る貸付債権	3	41	31	370	54	651	78	908	91	1,049	107	1,285	128	1,549	136	1,654
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	1	11	1	11	2	15	2	15	2	15	2	15
うち、審査中の貸付債権	8	96	14	178	6	74	5	37	2	19	4	57	3	20	4	53
うち、取下げに係る貸付債権	5	46	9	89	16	166	17	169	20	194	22	214	23	243	24	249

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第7条第1項に規定する説明書類

- 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要